

## 令和4年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

法人名称(所在地)	改善指導事項(文書指摘)	改善状況
<p>裾野市社会福祉協議会 (裾野市石脇524番地の1)</p>	<p>評議員会の議案の決議に際して、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないか法人において確認が行われていない。評議員会の決議には、決議に特別の利害関係を有する評議員が加わることができないので、法人において確認したことが議事録等で分かるようにすること。</p>	<p>改善済</p>
	<p>理事会の議案の決議に際して、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか法人において確認が行われていない。理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができないので、法人において確認したことが議事録等で分かるようにすること。</p>	<p>改善済</p>
	<p>評議員の報酬について、定款では無報酬と規定されているが、役員等の費用弁償に関する規程において、会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,500円支給と規定されている。交通費の実費相当分を超える部分は報酬に該当するため、定款と規程の整合性が取れるように是正をすること。</p>	<p>改善済</p>
	<p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、その事業の継続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記を行うこと。</p>	<p>改善済</p>

<p style="text-align: center;"><b>桜愛会</b> (裾野市公文名1番地の1)</p>	<p>理事会において、理事選任議案を決議せずに、評議員会において議案審議しているが、評議員会の議案は、理事会の決議において決定すること。</p>	改善済
	<p>理事長が不在の期間があったが、理事長は法人の代表権を有する唯一の者であり、理事長の代表権を他の者に委任することはできず、対外的にも業務を執行する権限を有するため、理事長が不在となる期間がないようにすること。</p>	改善済
	<p>評議員及び役員の報酬について、定款第3条及び役員報酬等規程第2条では無報酬と規定されているが、役員報酬等規程第3条において、会議等に出席したときは、費用弁償として裾野市内5,000円、その他8,000円支給と規定されている。交通費の実費相当分を超える部分は報酬に該当するため、定款と規程の整合性が取れるように是正すること。</p>	改善中
	<p>社会福祉事業の用に供する建物を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、その事業の継続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記を行うか、契約期間を10年以上とした賃貸借契約を結ぶこと。</p>	改善中
	<p>予定価格が1,000万円を超える契約については、一般競争契約又は指名競争入札に付すること。</p>	改善済